実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
田辺市	中辺路(内井川)地区	令和3年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23. 8ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の所有面積の合計	12. 6ha			
③地区内における70才以上の農業者の所有面積の合計	10. 2ha			
i うち後継者未定の農業者の所有面積の合計	8. 7ha			
ii うち後継者について不明の農業者の所有面積の合計	0ha			
(備考) 遊休農地面積 Oha(令和2年荒廃農地調査より)				

※①令和2年4月集計 ②、③令和3年1月集計 ④令和3年2月集計

2 対象地区の課題

内井川地区は、住民のほとんどが70歳以上の高齢者、かつ、後継者不在であり、10年後の見通しが非常に不安定である。また、不整形で小区画な農地がほとんどであり、生産性が非常に悪い。また、昔からイノシシ・シカ・サル等の鳥獣被害も多く、今後対策が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

内井川地区の農地利用は、地区内の若手農家と後継者がいる農家が担うほか、新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認新	А	ブルーベリー、野菜	0.5 ha	ブルーベリー、野菜	0.7 ha	
認新	В	梅	1.2 ha	梅	1.2 ha	
	С	梅、水稲	0.9 ha	梅、水稲	1.0 ha	
	D	水稲、野菜	0.4 ha	水稲、野菜	0.6 ha	
計	4人		3 ha		3.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に 貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

田辺市農作物鳥獣害防止対策事業等を活用しながら、侵入防止柵の設置に取り組む。併せて市や県の狩猟 免許取得支援を活用しながら、狩猟免許取得者を増やし、有害捕獲をこれまで以上に実施していく。

(耕作放棄地対策の取組方針)

今後、耕作が困難となる農地は、耕作放棄する前に担い手に貸し付けていく。また、やむを得ず耕作放棄地となった農地については、和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業等を活用しながら、耕作放棄地の解消を推進していく。

(新規作物の取組方針)

今後、耕作が困難となる農地を有効活用するため、ブルーベリーの栽培面積を増やしていく。